松阪市住民自治協議会連合会加盟の各自治会の皆さまへ

―自治会活動保険のご案内―

【自治会活動特約条項セット賠償責任保険】

自治会活動保険は、町内会など各種親睦会・親和会のための保険です。

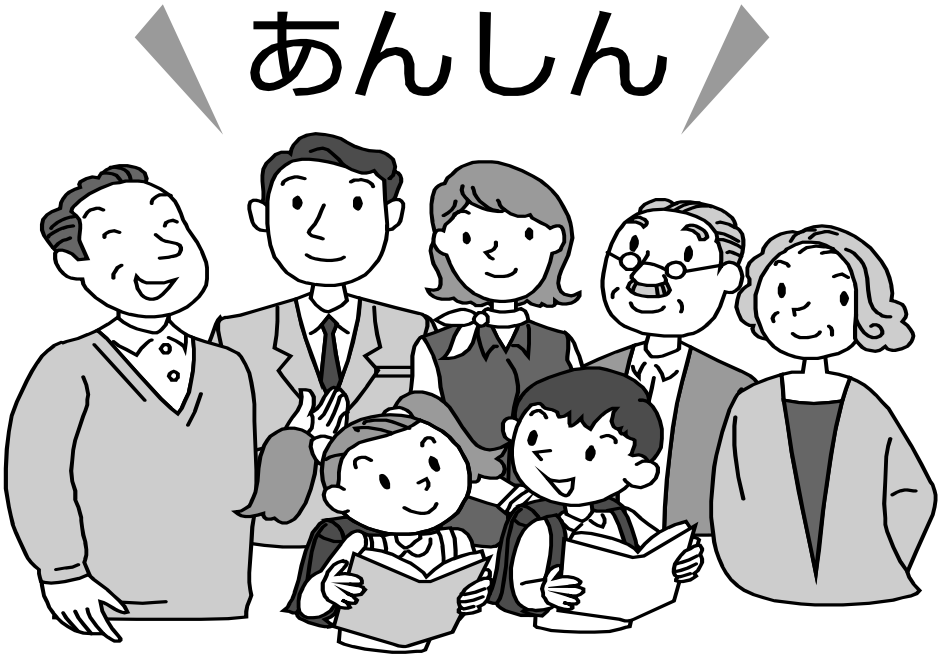

■保険契約者	**松阪市住民自治協議会連合会**
■保険期間	**2026年6月10日午後4時から1年間**
■加入対象者	**松阪市住民自治協議会連合会加盟の会員（各自治会）**
■加入締切日	**2026年4月10日（金）（本庁管内に限り）**
■加入手続方法	**加入依頼書を事務局にお持ちください（本庁管内に限り）**

この団体契約の対象となる自治会とは下記のものをいいます。
「住民同士の親睦、生活環境の改善等を図ることを目的に住民によって組織された町内会、団地自治会等の地域団体をいい、一部の住民のために組織された地域団体は含みません。」
（注1)自治会特約条項　用語の定義より
（注2)一部の住民のみが加入する以下の組織は加入対象外となります。
対象外となる事例 ： 商店会、商工会、PTA、婦人会、子供会、消防団、ボーイスカウト、スポーツクラブ、宗教団体、学生自治会　など

この団体の被保険者は、各担保条項ごとに以下のとおりとなります。

賠償責任担保条項	自治会および住民（注1）（注2）
傷害担保条項	住民（注1）
傷害見舞費用担保条項	自治会

(注1)住民とは、①自治会に加入していること　②自治会の所在する地域に実質的な生活の本拠を置いていること　③個人であること　となります。
(注2)住民の法定監督義務者および監督義務者に代わって住民を監督する親族を含みます。

こんなときにお支払いします。（日本国内における事故にかぎります。）

賠償責任

…下記の事故により、自治会またはその自治会に加入している住民が他人をケガさせたり、他人の財物を壊したりし、法律上の賠償責任を被った場合に、保険金をお支払いします。

（注）法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

●自治会が所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故
●自治会が行う自治会活動・行事の遂行に起因する偶然な事故
●住民が自治会活動・行事に従事中・参加中に生じた偶然な事故
●自治会活動を行うために、自治会が一時的に使用・借用する他人の財物の損害
●自治会活動のために提供した飲食物による事故

お支払いする主な保険金は以下のとおりです。

（1）法律上の損害賠償金
　①身体賠償事故の場合：治療費、休業損失、慰謝料　など
　②財物賠償事故の場合：修理費、再調達に要する費用(注)　など
（2）被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用
（3）訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬　など
　（事前に損保ジャパンの承認が必要です。）
　（注)修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

事故例
●お祭りで神社のみこしを担いでいた際に、誘導が悪く民家の壁を壊した。
●テント・やぐらが倒れて人がケガをした。
●ソフトボール大会中窓ガラスを割った。
●お祭りの飾りものが落下して、通行人がケガをした。　など

傷害

…住民が自治会活動に従事中または参加中もしくは自治会活動等との往復途上に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（注）をされた場合、下記の保険金をお支払いします。

＊生活の本拠をその自治会に有さない親族は対象外です。

①死亡保険金・・・ 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなられたとき、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

②後遺障害保険金・・・ 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4％～100％をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

③入院保険金・・・ 事故によりケガをされ、入院した場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院の日数に対し、1日につき、入院保険金日額をお支払いします。

④通院保険金・・・ 事故によりケガをされ、その直接の結果として通院した場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院（往診を含みます。）の日数に対し、90日を限度として、1日につき、通院保険金日額をお支払いします。ただし、傷害の治療を目的とした通院が終了した以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。

＊これら①～④の保険金は、労災保険、健康保険、加害者からの賠償の有無などに関係なくお支払いします。
上記①②の保険金は合計して、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。
(注)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒、熱中症は含みません。

事故例
●みかん狩りの最中に住民が骨折した。
●町内会の遠足の途中、住民が駅の構内で転びケガをした。
●運動会で住民が転んでケガをした。
●スキー大会で参加者の住民が骨折した。　など

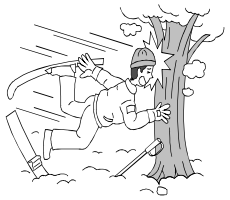

傷害見舞費用

…住民以外の住民の親族＊および自治会から行事参加の依頼をうけた方が、自治会活動・行事に参加中に急激かつ偶然な事故によりケガ（注）をして、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害を被るかもしくは8日以上入院した場合傷害の程度に応じて4千円から10万円のお見舞金をお支払いします。ただし、自治会が法律上の賠償責任を負わない場合にかぎります。

＊住民以外の住民の親族とは、住民の親族のうち、当該自治会のある地域に生活の本拠を有しない親族をいいます。以下同様とします。
(注)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウィルス性食中毒は含みません

事故例
●招待した芸人が仮舞台から落ちてケガをした。
●帰省していた自治会住民の親族(=子ども)が、盆踊り大会で転んでケガをした。
●招待客が運動会中、転んで骨折した。　など

保険金をお支払いできない主な場合

【賠償責任】

●保険契約者・被保険者の故意
●給排水管、暖冷房装置、消火栓、湿度調節装置、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくはいっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくはいっ出による財物の損壊に起因する賠償責任
●屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁もしくは通風筒から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
●施設の修理、改造、取こわし等の工事に起因する賠償責任。ただし、自治会活動または自治会行事に使用するテント、やぐらその他の仮施設に対する修理、改造、取こわし等の工事に起因するものを除きます。
●航空機、昇降機、自動車等(原動機付自転車を含みます。)または施設外における船もしくは車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任
●自治会活動等の終了後における、その活動等の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が自治会活動等の行われた場所に放置または遺棄した施設(仮施設を含みます。)、設備・装置または資材および自治会活動等のために被保険者が提供した飲食物は、自治会活動等の結果とはみなしません。
●地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任　など

【傷害】

①保険契約者・被保険者の故意または重大な過失による事故
②保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
③被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④被保険者が次のア.からウ.までのいずれかに該当する間に生じた事故
ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
イ.道路交通法に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
⑤被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥被保険者の妊娠、出産、早産または流産
⑦被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
⑧大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合を除きます。
⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑩戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑪核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑫⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑬⑪以外の放射線照射または放射能汚染
⑭頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの　など

【傷害見舞費用】

●保険契約者または被保険者の故意
●戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議による事故
●地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象　など

保険料・保険金額

保険期間1年間　世帯数による割引20%適用済み

契約コース / 補償内容		保険金額	年払保険料
賠償責任＊（身体・財物共通）		1億円	1世帯につき 142 円
傷害	死亡・後遺障害	2,952千円	
	入院（1日につき）	3,000円	
	通院（1日につき）	2,000円	
傷害見舞費用		10万円	

＊賠償責任の自己負担額は1事故1，000円となります。

保険料の計算方法

保険料の計算は自治会内のすべての世帯数をもとに計算します。ご契約の際、被保険者数が2，000世帯未満になった場合は、保険料を調整させていただきます。

世帯数		費用損害以外の保険料		保険料
（ 世帯	×	142 円 ）	＝	円

（円単位を四捨五入し、10円単位とします。）

【募集要領】

●保険期間　2026年6月10日午後4時から1年間
●申込締切日　2026年4月10日（金）まで　（本庁管内に限り）
●加入対象者　松阪市住民自治協議会連合会加盟の自治会の会員
●お手続方法　2026年4月10日（金）までに事務局までお申込みください（本庁管内に限り）

万一事故にあわれたら

●万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項について遅滞なく書面で通知してください
   ＜1＞事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
   ＜2＞上記＜1＞について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
   ＜3＞損害賠償の請求＜注1＞の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
   ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容＜注2＞について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1. ～6. のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、
   損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

＜注1＞損害賠償の請求：共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
＜注2＞他の保険契約等の有無および契約内容：すでに他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
①公的機関による捜査や調査結果の照会　②専門機関による鑑定果の照会　③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
④日本国外での調査　⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払わ れない場合がありますのでご注意ください。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票　等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況報告書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書　等
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書　等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書　等
⑤	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書　等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書　等
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　等

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入の際にご注意いただくこと

●告知義務（ご加入時における注意事項）

1. 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。　＜告知事項＞加入依頼書等の記載内容のすべて
2. 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
   (注)告知事項のうち危険に関する重要な事項
   ①加入者の増減と変更（＝記名被保険者の変更）
   ②業務内容

その他ご注意いただくこと

●通知義務（ご加入後における留意事項）

1．保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
＜通知義務＞加入依頼書等の記載内容に変更が発生する場合。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店までご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店までご通知が必要となります。

2．以下の事項を変更される場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

■ご加入者の住所などを変更される場合

3．ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

4．重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

●賠償責任保険（法律上の損害賠償を補償する特約条項・追加条項）では法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払い対象とはなりません。
●保険証券は、ご契約内容を記載している重要な書面です。保険証券は保険契約者に送付します。
●加入者カードは大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から2か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●この保険契約はご契約期間終了後の確定精算はありません。
●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経破綻した場合には、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●自治会活動保険は、賠償責任保険普通保険約款に自治会活動特約条項をセットしたものです。
●「保険料確定追加条項」をセットする確定保険料方式でご契約される場合は、保険料を住民数により算出します。確定保険料方式でご加入いただく場合、保険料算出基礎数字となる住民数については、正確にご申告をいただきますようお願いします。
●本保険契約は団体契約であり、クーリングオフ（契約申し込みの撤回等）制度の対象ではありません。
●ご加入者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合には、被保険者となる方にもこのパンフレットの内容をお伝えください。
●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（ https://www.sompo-japan.co.jp ）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
●保険料算出基礎となる住民数につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
●加入依頼書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

■個人情報の取扱いについて
〇保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
〇損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業所を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求書情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（ https://www.sompo-japan.co.jp ）をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
【窓口：一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター】
電話番号　03－4332－5241（全国共通）
おかけ間違いにご注意ください。
受付時間　平日：午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（https://www.sonpo.or.jp/）

●実際にご加入いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書にてご確認ください。
●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● **お問い合わせ先**

＜取扱代理店＞　庄司保険事務所
〒515－0073　三重県松阪市殿町1531－1　　担当者　庄司、篠田
TEL　0598-26-5166　FAX　0598-26-5169
（受付時間　平日午前9時～午後5時）

● **事故が起こった場合**

事故が起こった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。
【窓口：事故サポートセンター】0120－727－110
＜受付時間＞24時間365日

引受保険会社　損害保険ジャパン株式会社　三重支店 松阪支社

〒514－0004　三重県津市栄町3－115　損保ジャパン津ビル6F　　担当者　染川
TEL　050－3788－6378　　FAX　059－224－3504

（受付時間：平日　午前9時～午後5時）

松阪市住民自治協議会連合会
〒515-0818　三重県松阪市川井町690－1　こども支援研究センター内
TEL 0598-22-3507　FAX 0598-22-3509
（受付時間：平日　午前9時～午後5時）